



2026年1月22日

各 位

会 社 名 株式会社不二越

代表者名 取締役 社長執行役員 黒澤 勉

(コード番号 6474 東証プライム)

問合せ先 経営企画部長 坂本 晴彦

Tel 03-5568-5210

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続のお知らせ

当社は、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記第3-1.をご参照ください。）に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会、2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会および2023年2月22日開催の当社第140期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下、当社第140期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）、現施策の有効期間は、2026年2月25日開催予定の当社第143期定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等も踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2026年1月22日開催の当社取締役会において、当社株主総会決議による承認を条件として現施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下、変更後の対応策を「本施策」といいます。）、および本施策継続に関する承認議案を2026年2月25日開催予定の当社第143期定時株主総会に提出することについて、監査等委員である取締役4名（うち3名は社外取締役）を含む全取締役の賛成により、以下のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

現施策からの変更点は、次のとおりです。

- ① 本施策の対象となる大規模買付行為の定義を見直しました。
- ② 独立委員会（下記第3-2.(1)に定義します。）は、大規模買付対抗措置（下記第3-1.に定義します。）の発動を勧告するにあたり、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる旨明記しました。
- ③ その他文言等の形式的な見直しを行いました。

2025年11月30日現在における当社株式の状況は別紙1のとおりです。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記第3-1.をご参照ください。）の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

そして、実際に大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。このため、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。このような当社グループ

の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

第2 基本方針の実現に資する特別な取り組みの具体的な内容の概要

1. 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社は、「世界に誇れるものづくりの技術」を経営理念としております。この経営理念のもと、持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けて、ロボットを会社の中核として育て上げることを中長期的な事業の運営方針とし、経営基盤の強化により組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、ロボットを核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械メーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品、技術、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

2. 中期経営方針と株主の皆様に対する利益還元策

当社グループをとり巻く環境は、当社の主要な事業領域である自動車分野では、先進国および中国を中心カーボンニュートラルに向けたEV化、さらには、AIやデジタル技術を融合させた自動車開発が進展するなど大きな変革期にあります。そして、産業機械分野も含め、ものづくりのDX・AIによる商品開発や生産性向上、生成AIの活用、SDGsをはじめとした社会・環境問題への対応の要求などが高まっております。

当社グループといたしましては、このような産業構造の大変革に対し、ベアリング事業では標準ラジアル軸受の生産を集約するなど構造改革を進めてまいりました。今後は、総合機械メーカーとしての独自性を活かし、ロボットを事業成長の中核に据えて、高付加価値のものづくりとソリューションを提供してまいります。とくに海外市場に向けては、営業拠点の拡充など営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化して、市場の動き・ニーズを捉え、競争力のあ

る商品・サービスを拡販してまいります。さらに、需要の変化に対応する世界の工場再編や、自動化・合理化により生産性を高め、業績の一層の向上に努めてまいります。そして、事業活動を通して、環境・社会・ガバナンスなどの課題にとり組み、持続的な企業成長を目指してまいります。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当いたします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けたとり組み

上記のとおり、当社は、「世界に誇れるものづくりの技術」を経営理念とし、企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。こうした考えから、経営の透明性・公正性を高め、各ステークホルダーとの良好な関係を構築し、長期的かつ安定的に収益を確保するよう努めております。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実にとり組みます。

- (1) 株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 法令に基づく適切な情報開示を行うとともに、それ以外の情報提供にも積極的にとり組み、透明性を確保します。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定に向けて、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、投資家との建設的な対話に努めます。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

1. 本施策継続の目的について

本施策は、以下のいずれかに該当する買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものと除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記第1に記載した基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

- ① 特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注2）を樹立する行為（注3）（ただし、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。）

ここに、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者（注4）およびその共

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注3) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

同保有者（注5）、または②当社株券等の買付け等（注6）を行う者およびその特別関係者（注7）をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注8）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注9）の合計をいいます。

当社は、上記第1の基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する大規模買付行為を防止するためには、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、ならびに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

-
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
 - (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。以下、同じとします。
 - (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
 - (注8) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - (注9) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 本施策の内容について

(1) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（下記(2)）および大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（下記(3)）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供（下記(2)①）ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与（下記(2)②）を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（下記(3)①）、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（下記(3)②）。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客觀性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました（下記(2)③および(3)③）。

本施策は、2026年2月25日開催予定の当社第143期定時株主総会において、株主意思を最大限反映させるべく議案として諮り、株主の皆様のご承認が得られることを条件に継続するものとしております。

なお、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

(2) 大規模買付ルール

① 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ、当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称または商号、主たる事務所または本

店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注 10）を行うことその他の目的がある場合にはその旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大規模買付ルールを順守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後 10 営業日（注 11）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者において意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的項目は、次の(a)から(p)までのとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (a) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近 3 ヶ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容）および具体的な内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- (c) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の株券等保有割合、保有株券等の数および直近 6 ヶ月間の当社株券等の買付状況
- (d) 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的な内容および条件
- (e) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後 3 年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

(注10) 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

(注11) 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

- (f) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- (g) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- (h) 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- (i) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- (j) 大規模買付者が提供する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- (k) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由
- (l) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなるときに当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (m) 大規模買付行為後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨および理由
- (n) 大規模買付行為後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- (o) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- (p) 当社の他の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な情報が揃うまで追加的に情報の提供を求めることがあります。ただし、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当

該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書およびこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者による大規模買付者提供情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに速やかに開示いたします。

② 取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、上記①に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、下記③(c)に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、下記③の独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対して当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

③ 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本施策の継続にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性

を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置しております（独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から選任します。なお、本施策の継続にあたって予定している独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会が情報提供完了通知を行うにあたっては、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報が十分か否かを諮問するものとします。また、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報ならびに当社取締役会による評価および分析結果を提供のうえ、当社取締役会が決議しようとする具体的な大規模買付対抗措置について、その発動の是非を諮問するほか、当社取締役会としての代替的提案の内容が相当か否か、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと判断した事項を諮問するものとします。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価および分析結果ならびに外部専門家等の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を必要に応じて外部の第三者からみずから入手、検討して、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

(a) 大規模買付対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が下記(3)②に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、原則として大規模買付対抗措置の発動を勧告します。なお、独立委員会は、当該勧告にあたり、大規模買付対抗措置の発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の発動を勧告した後も、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、大規模買付対抗措置の停止または変更の勧告を行うことがあります。

(b) 大規模買付対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(3)②に定める発動要件のいずれにも

該当しないか、または該当しても大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(3)②に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、大規模買付対抗措置を発動することの新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 取締役会評価期間の延長を行う場合

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記(a)または(b)に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価または検討、大規模買付者との交渉または協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたうえで大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うこと等を勧告することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置

① 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、下記②に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないこと等の行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付す場合があります。

② 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるるのは、次の(a)または(b)に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- (a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあるものの、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会は、原則として相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。具体的には、次の(i)から(vii)までのいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

- (iv) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (v) 最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主の皆様に当社株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合
- (vi) 大規模買付者による支配権取得および支配権取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損するおそれがあるまたは当社グループの企業価値の維持および向上を妨げる重大なおそれがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 買付条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適当な買付けである場合

③ 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、上記②の具体的な大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、その勧告を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していない場合、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗

措置を発動することとすると当社グループまたは株主の皆様に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとしますが、独立委員会により、大規模買付行為が上記(3)②(b)に記載の各発動要件に該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であるとして大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。ただし、当該勧告がなされた場合でも、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断したときは、大規模買付対抗措置を発動しないこともあります。

なお、当社取締役会は、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告するにあたり当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、大規模買付対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会の招集手続および議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続および議決権行使方法に準ずるものとします。

当社取締役会は、いったん大規模買付対抗措置の発動の決議をした後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置の停止または変更を行うことがあります。例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、②新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権

を取得することができます。このような大規模買付対抗措置の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報を開示いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(4) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、2026年2月25日開催予定の当社第143期定時株主総会において議案として諮り、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成をもってご承認いただくことを条件に継続するものであり、有効期間は2029年2月に開催予定の当社第146期定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、①本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲内で当社取締役会において隨時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所の定める規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合その他株主の皆様に不利益を与えない場合を含みます。）をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または②当社株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。

なお、当社は、本施策を廃止または変更した場合、速やかにその旨を開示いたします。

(5) 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2026年1月22日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 本施策が株主および投資家の皆様に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、その導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性がありますが、それ以外の株主の皆様の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめるることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その持株数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができる旨の取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（この場合、かかる株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、上記2.(3)③(b)で述べているとおり、当社は、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が

判断したときには、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、①当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、②新株予約権の無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当の対象となる株主の皆様が確定した後に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

第4 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資するとり組み（上記第2のとり組み）について

上記第2に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み（上記第3のとり組み）について

(1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記第1に記載の当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的

上記第3-1.で述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものです。

また、上記第3-2.(2)で述べた大規模買付ルールの内容ならびに第3-2.(3)で述べた大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するような大規模買付行為までをも不当に制限するものではないと考えます。

② 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも上記第3-2.において具体的かつ明確に示したところであり、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

③ 株主意思の反映

上記第3-2.(4)「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」で述べたとおり、本施策は、2026年2月25日開催予定の当社第143期定時株主総会に議案として提出し、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得ることを条件に継続するものです。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって、廃止または変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主総会決議を通じて株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

④ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、上記第3-2.(3)②のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として客観的かつ明確な基準を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、上記第3-2.(3)③のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発

動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

⑤ 買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 ((a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則) を完全に充足しております。また、本施策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記第3-2.(4)の「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会において選任された当社取締役で構成された当社取締役会により廃止することができるので、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年ですが、監査等委員である取締役の任期は会社法の規制に基づくものであり、取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以上

当社株式の状況（2025年11月30日現在）

・発行可能株式総数 60,000,000 株

・発行済株式総数 24,919,343 株

（うち自己株式数 2,911,288 株）

・株主数 16,412 名

・大株主の状況

順位	株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	那智わねい持株会	2,800	12.73
2	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,910	8.68
3	ナチ不二越従業員持株会	1,330	6.05
4	ナチ取引店持株会	998	4.54
5	日本生命保険相互会社	793	3.60
6	住友生命保険相互会社	754	3.43
7	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	710	3.23
8	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	705	3.21
9	株式会社北陸銀行	577	2.63
10	岡谷鋼機株式会社	485	2.20

（注1）持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（注2）自己株式(2,911千株)は上記大株主から除外しております。

（注3）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注4）自己株式には役員向け株式交付信託が所有する当社株式 229 千株を含んでおりません。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 委員会は、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか、具体的な大規模買付対抗措置の内容が相当であるか、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項等について検討・評価のうえ、委員会として決定を行い、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
委員会は、当社取締役会に対する勧告の前提として、大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求、大規模買付行為の提案があった事実の公表、大規模買付行為に関する条件についての大規模買付者との交渉等を、当社取締役会に要請することができる。
5. 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他委員会が必要と認める者に対して説明を求めることができる。
6. 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
7. 委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の略歴

本施策継続時の独立委員会の委員は、以下の 3 名とする予定です。

山崎 昌一 (やまさき まさかず : 1956 年 11 月 21 日生)

【略歴】

1979 年 4 月	(株)北陸銀行入行
2011 年 6 月	同行執行役員
2015 年 2 月	当社社外監査役
2023 年 2 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現)

(注 1) 山崎昌一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注 2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

澤近 泰昭 (さわちか やすあき : 1949 年 6 月 29 日生)

【略歴】

1972 年 4 月	大同製鋼(株) (現大同特殊鋼(株)) 入社
2005 年 6 月	大同特殊鋼(株)取締役
2009 年 6 月	理研製鋼(株)代表取締役社長
2023 年 2 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現)

(注 1) 澤近泰昭氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注 2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

後藤 恵実 (ごとう えみ : 1978 年 6 月 4 日生)

【略歴】

2002 年 9 月	マエサワ税理士法人入所
2006 年 2 月	税理士登録
2012 年 1 月	鳥山会計事務所入所
2014 年 5 月	税理士法人深代会計事務所 (現深代税理士法人) 入所 (現)
2023 年 2 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現)

(注 1) 後藤恵実氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注 2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

以上

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、35,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注 1)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注 2)、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これらの①から④までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注 3)（以下「非適格者」という。）は、新株予約権行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

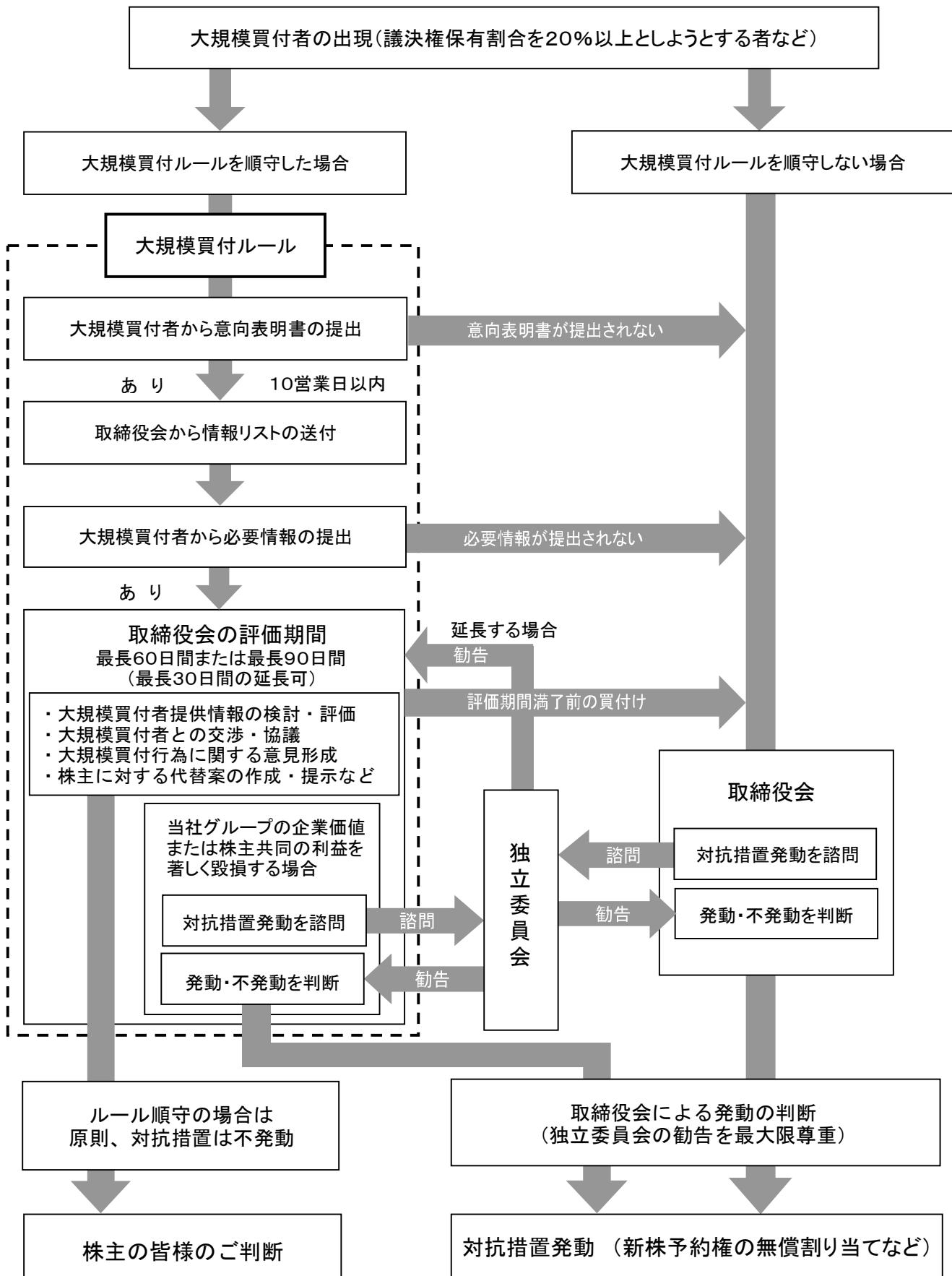
10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

-
- (注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- (注2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含む。なお、その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して 20% 以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- (注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項）をいう。

本施策に係る手続きの流れの概要



(注1)本図は、本施策の理解に資することを目的として、本施策に係る手続きの流れの概要を記述したものです。

本施策の詳細につきましては、本文をご参照ください。

(注2)独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または取締役会が適切であると判断した場合には、対抗措置の発動等に関する、株主意思確認総会を開催して株主の皆様の意思を確認する場合がございます。